

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年9月30日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ジェフリー・ラーン（Geoffrey Lahaye）
ヘッド・オブ・レギュラトリー・コンプライアンス
ステファニー・ミネット（Stephanie Minet）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS（Lux）ボンド・ファンド
（UBS（Lux）Bond Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
UBS（Lux）ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル
（UBS（Lux）Bond Fund-AUD）
クラスP - d i s t 受益証券
15億9,735万オーストラリア・ドル（約1,500億円）
クラスP - a c c 受益証券
35億3,318万オーストラリア・ドル（約3,318億円）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル
（UBS（Lux）Bond Fund-EUR Flexible）
クラスP - d i s t 受益証券
9億8,872万ユーロ（約1,411億円）
クラスP - a c c 受益証券
15億5,632万ユーロ（約2,220億円）

UBS (Lux) ボンド・ファンド -

アジア・フレキシブル(米ドル)

(UBS (Lux) Bond Fund-Asia Flexible (USD))

クラスP - a c c 受益証券

6億9,565万アメリカ合衆国ドル(約951億円)

UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)

(UBS (Lux) Bond Fund-Euro High Yield (EUR))

クラスP - a c c 受益証券(米ドル・ヘッジ)

11億664万アメリカ合衆国ドル(約1,513億円)

クラスP - m d i s t 受益証券(米ドル・ヘッジ)

6億6,064万アメリカ合衆国ドル(約903億円)

クラスP - a c c 受益証券

16億8,240万ユーロ(約2,400億円)

クラスP - m d i s t 受益証券

9億2,624万ユーロ(約1,321億円)

(注1) オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2022年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=93.90円、1ユーロ=142.67円、1米ドル=136.68円)による。

(注2) 2022年9月30日付で、サブ・ファンドの名称である「フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)(Full Cycle Asian Bond (USD))」が「アジア・フレキシブル(米ドル)(Asia Flexible (USD))」に変更される。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年8月31日をもって提出した有価証券届出書(2022年9月22日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、サブ・ファンドの名称、ファンドの沿革、投資方針、リスク要因、手数料等及び税金ならびに課税上の取扱いの変更に伴い設立地の目論見書が更新されるため、これらに関する記載を訂正するため、また、ファンドの約款が変更されることから添付書類として約款を添付するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

(注)下線部は訂正部分を示します。

表紙

<訂正前>

(前略)

UBS(Lux)ボンド・ファンド -

フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)

(UBS(Lux) Bond Fund-Full Cycle Asian Bond(USD))

(中略)

(注)オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2022年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=93.90円、1ユーロ=142.67円、1米ドル=136.68円)による。

縦覧に供する場所

該当事項なし。

<訂正後>

(前略)

UBS(Lux)ボンド・ファンド -

アジア・フレキシブル(米ドル)

(UBS(Lux) Bond Fund-Asia Flexible(USD))

(中略)

(注1)オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2022年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=93.90円、1ユーロ=142.67円、1米ドル=136.68円)による。

(注2)2022年9月30日付で、サブ・ファンドの名称である「フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)(Full Cycle Asian Bond(USD))」が「アジア・フレキシブル(米ドル)(Asia Flexible(USD))」に変更される。

縦覧に供する場所

該当事項なし。

第一部 証券情報

<訂正前>

(1) ファンドの名称

UBS (Lux) ボンド・ファンド(UBS (Lux) Bond Fund) (以下「ファンド」という。)

(注) ファンドは、日本においてUBS (Lux) ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル、UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル、UBS (Lux) ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)およびUBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)を募集する。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券。ファンドは2022年6月末日現在、9本のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである。

なお、本書において届出の対象としているのは、UBS (Lux) ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル、UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブルのクラスP - d i s t 受益証券、UBS (Lux) ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル、UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル、UBS (Lux) ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)のクラスP - a c c 受益証券ならびにUBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)のクラスP - a c c 受益証券(米ドル・ヘッジ)、クラスP - m d i s t 受益証券(米ドル・ヘッジ)、クラスP - a c c 受益証券およびクラスP - m d i s t 受益証券である(以下、総称して「ファンド証券」または「受益証券」という。)

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.) (以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は追加型である。

(注) 名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券(「基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券」)では、かかるクラス受益証券の基準通貨建てによる価格の変動リスクを、サブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジする。ヘッジを行う金額は、クラス受益証券の基準通貨以外の通貨建てによる純資産価額の95%から105%の範囲に収める旨が定められている。ただし、ポートフォリオの時価の変動、ならびに基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券の申込みおよび買戻注文の量の変動により、為替ヘッジの水準が上記の範囲を一時的に超過する可能性がある。上記のヘッジは、サブ・ファンドの基準通貨建て以外の通貨建ての投資対象から生じる為替リスクに影響を及ぼすものではない。

(3) 発行(売出)価額の総額

(後略)

<訂正後>

(1) ファンドの名称

UBS (Lux) ボンド・ファンド(UBS (Lux) Bond Fund) (以下「ファンド」という。)

(注1) ファンドは、日本においてUBS (Lux) ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル、UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル、UBS (Lux) ボンド・ファンド - アジア・フレキシブル(米ドル)およびUBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)を募集する。

(注2) 2022年9月30日付で、サブ・ファンドの名称である「フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)(Full Cycle Asian Bond (USD))」が「アジア・フレキシブル(米ドル)(Asia Flexible (USD))」に変更される。以下、同じ。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券。ファンドは2022年6月末日現在、9本のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである。

なお、本書において届出の対象としているのは、UBS (Lux) ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル、UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブルのクラスP - d i s t 受益証券、UBS (Lux) ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル、UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル、UBS (Lux) ボンド・ファンド - アジア・フレキシブル(米ドル)のクラスP - a c c 受益証券ならびにUBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)のクラスP - a c c 受益証券(米ドル・ヘッジ)、クラスP - m d i s t 受益証券(米ドル・ヘッジ)、クラスP - a c c 受

益証券およびクラスP - m d i s t 受益証券である(以下、総称して「ファンド証券」または「受益証券」という。)。

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.) (以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は追加型である。

(注) 名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券(「基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券」)では、かかるクラス受益証券の基準通貨建てによる価格の変動リスクを、サブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジする。ヘッジを行う金額は、クラス受益証券の基準通貨以外の通貨建てによる純資産価額の95%から105%の範囲に収める旨が定められている。ただし、ポートフォリオの時価の変動、ならびに基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券の申込みおよび買戻注文の量の変動により、為替ヘッジの水準が上記の範囲を一時的に超過する可能性がある。上記のヘッジは、サブ・ファンドの基準通貨建て以外の通貨建ての投資対象から生じる為替リスクに影響を及ぼすものではない。

(3) 発行(売出)価額の総額

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(中略)

2018年8月29日 ファンドの約款変更

<訂正後>

(中略)

2018年8月29日 ファンドの約款変更

2022年9月30日 ファンドの約款変更

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

投資方針

ファンドの目的は、投資対象の広範な分散およびファンド資産の流動性を適正に考慮しつつ、一定の高い利益を達成することにある。

一般的な投資方針

サブ・ファンドの資産は、リスク分散の原則に従い投資される。各サブ・ファンドは、主としてその資産を債務証券および債権に投資する。

債務証券および債権には、国際機関、公共団体、民間企業および半官半民の発行体が発行する債券、社債(ローン・パーティシペーション・ノートを含む。)、資産担保証券ならびに類似の固定利付および変動利付の担保付または無担保の債券、ならびにこれらに類似する有価証券が含まれる。

各サブ・ファンドは、以下の投資原則に従い、その資産を短期金融商品、転換債券、交換可能債券、ワラント連動債券および転換社債、ならびに持分、持分権および有価証券のワラントに投資することもできる。

各サブ・ファンドは、更に、担保付債務(CDO)、クレジット・デフォルト・ノート(CDN)およびインフレ連動債(ILN)にも投資することができる。

転換社債は、債券の保有者および/または債券の発行体に対し、指定された将来の日に債券を株式に転換する権利を付与する。

クレジット・デフォルト・ノート(CDN)は、取扱いがクレジット・デフォルト・スワップに類似する信用デリバティブを組み込んだ固定利付証券である。CDNへの投資は、投資制限第1項の規定に従うものとする。

インフレ連動債(ILN)は、受取利息がインフレ率に連動する固定利付証券および変動利付証券である。

持分および持分権は、株式および株式関連証券を指している。

上記の債務証券および債権とは、以下に詳述される投資制限の条項に基づき必要である場合、2010年法第41条に規定する有価証券である。

投資制限第1.1項g)および第5項に記載されている通り、管理会社は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主な手段として、かつ法令規制の範囲内で、有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付資産とする特別な技法および金融手段を用いることができる。

オプション、先物およびスワップの市場は、不安定である。利益を達成する機会および損失を被るリスクの両方が、証券投資に伴う場合を上回る。かかる技法および手段の利用は、個々のサブ・ファンドの投資方針に従う場合およびそれらの品質を低下させない場合に限られる。有価証券の引受権を保有者に付与するワラントも同様である。

各サブ・ファンドは、付随的に、投資を行うすべての通貨で流動資産を保有することができる。

サブ・ファンドは、投資対象を、市場、セクター、借り手、格付および企業に広範に分散することを徹底するため注意を払う。各サブ・ファンドは、かかる目的のため、個々のサブ・ファンドの投資方針に別途定められる場合を除き、サブ・ファンドの資産の10%を上限として、既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

（中略）

各サブ・ファンドの特定の投資方針

UBS（Lux）ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル

UBS（Lux）ボンド・ファンド - スイス・フラン

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

それぞれの基準通貨は、各サブ・ファンドの名称に示されている。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築、パフォーマンス評価およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるSBI® フォーリンAAA - BBB（TR）インデックスまたはブルームバーグAusBond コンポジット・インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該ベンチマークのバージョン（利用できる場合）を使用する。サブ・ファンドの投資対象の大部分が当該サブ・ファンドのベンチマークにより構成されることになる。投資運用会社は特定の投資機会を利用する目的で、自らの裁量により、サブ・ファンドのベンチマークに含まれていない発行体またはセクターに投資することができる。特に、市場のボラティリティまたは不透明感が高まる期間において、およびオポチュニスティックな投資対象によりポートフォリオに対して不要なリスクが増大する場合に、サブ・ファンドのリスク/リターン特性が該当するベンチマークに相対的に近づくことが予想される。

各サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を、各サブ・ファンドの基準通貨建てまたは各サブ・ファンドの基準通貨に対する原資産通貨の為替リスクをヘッジした、国際機関および超国家的な組織、公共団体、半官半民または民間企業が発行する債務証券および債権に投資する。

各サブ・ファンドは、さらに、各サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として基準通貨以外の通貨建ての債務証券および債権に投資することができる。

各サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、各サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、株式引受権付債券および転換社債に投資することができる。

さらに、各サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、各サブ・ファンドの資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクソワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券(ABS)、モーゲージ担保証券(MBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)および債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」または「債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

各サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

基準通貨は、豪ドルである。

UBS(Lux)ボンド・ファンド-ユーロ・フレキシブル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、主にユーロ建てであり、かつ国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築およびパフォーマンス評価のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・ユーロ・アグレゲート500mio+インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を、ユーロおよび/または欧州通貨同盟(EMU)の加盟国の通貨が法定通貨とみなされる限り、各加盟国すべての通貨のいずれかの通貨建てであり、かつ国際機関または超国家的な組織、公共団体、半官半民または民間企業が発行する債務証券および債権に投資する。

サブ・ファンドは、さらに、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として基準通貨以外の通貨建ての債務証券および債権に投資することができる。

サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場(「CIBM」)においてまたはボンドコネクト(債券通)を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国(「PRC」または「中国」)の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、CIBMにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場(CIBM)において取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券(ABS)、モーゲージ担保証券(MBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)および債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ

担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」または「債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、株式引受権付債券および転換社債に投資することができる。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクストラワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、新興市場の債券に投資することができる。

新興市場は、現代化された産業国になるための移行段階にある国々をいう。基本的な特徴は、平均所得が低位から中位であることと、経済成長率が全般的に高いことである。

新興市場は、初期の発展段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が安定しないリスクが高い。新興市場の投資対象に付随するリスクは、「リスク要因」の項に記載される。このような理由から、サブ・ファンドは特に、リスクを理解している投資者に適している。

さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、低格付の債務証券および債権に投資することができる。低格付の投資対象は、平均を上回る利回りを提供するが、優良な発行体の証券への投資よりも信用リスクが高いことがある。

サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

サブ・ファンドの投資方針の達成においては、派生商品の利用が重要な役割を果たしている。投資運用会社は、投資戦略を実行するために、裏付となる商品を直接取得せずに、投資方針に含まれる法的に認可される資産に投資するために、派生商品を取得することが想定される。派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよびヘッジの双方のために利用される。サブ・ファンドのトータル・エクスポージャーは相対VaR手法を利用して測定される。サブ・ファンドの平均レバレッジは1年間の平均で純資産総額の1,000%であるが、この水準をときに超過する可能性がある。レバレッジは利用される派生商品の想定上のエクスポージャーの総額として計算され、当サブ・ファンド内の投資リスクの水準を示唆しているとは限らない。想定元本の総額によるアプローチは、ヘッジ取引およびその他のリスク低減戦略が含まれている可能性がある派生商品のポジションをネットティング(相殺)することを認めない。高レバレッジの商品を利用する派生商品取引によりサブ・ファンドのレバレッジが上昇する可能性があるものの、このことがUCITS指令に従い検証および管理されているサブ・ファンドの全般的なリスク・プロファイルに及ぼす影響はほとんどないか全くない。

投資者は「金融派生商品取引の利用」の項に記載されるリスクに留意すべきである。これらは高いレバレッジにより特に重要である。

サブ・ファンドは、個々の金利のカーブに関連してネットでショートまたはネットでロングのポジションを建てるために金利先物、債券先物、金利スワップ、金利先物のオプション、債券先物のオプションおよびスワップ等金利派生商品を利用することができるが、ネットでのデュレーションをファンド全体の水準でロングに保つ。サブ・ファンドの純資産の平均デュレーションは当該時の市況に応じて0~4年の範囲内で機動的に調整される。サブ・ファンドは、個々の市場セグメント(地域、セクター、格付)、通貨または個別の発行体においてネットでショートまたはネットでロングのエクスポージャーを建てるために、異なる種類の裏付資産(特定の発行体、クレジット指数、ABS指数また

はその他の債券指数)のクレジット連動証券、クレジット・デフォルト・スワップ等のクレジット派生商品を利用することができるが、ネットでのデュレーションをファンド全体の水準でロングに保つ。サブ・ファンドは特定の債券市場に対してショートまたはロングのエクスポージャーを建てるために債券指数のトータル・リターン・スワップを利用することができる。さらに、サブ・ファンドはTBA取引(すなわち先渡し決済のモーゲージ担保証券(MBS))に投資する。これらは将来の特定の期日に米政府のMBSを売買するために利用される流動性の高い契約である。MBSは通常、米国内ではTBAとして取引される。TBA取引の主な側面は、買い手に交付されることになる実際の証券を取引が行われる時点で特定しないことで、これにより流動性のある先物市場を確保する。サブ・ファンドの投資運用会社は、上記に定義される制限内で、柔軟なアプローチを採用し、組入銘柄の追加的な価値を創出するためにアクティブな為替のポジションを取ることができる。為替戦略には自国通貨のポジションを建てることが含まれる。自国通貨の利用にあたっては、自国通貨建ての証券の購入による直接的な利用、派生商品による間接的な利用およびこれら双方の手法の組み合わせという選択肢を利用することができる。

サブ・ファンドは、個別の通貨における全体のポジションをネットでショートまたはネットでロングとする取決めを行う選択肢を有した上で異なる国々でエクスポージャーを引き上げるかまたは引き下げるために、為替予約契約、ノン・デリバラブル・フォワード(NDF)、為替スワップおよび為替オプション等の為替派生商品を利用することができる。

基準通貨は、ユーロである。

UBS (Lux) ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド (米ドル)

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、アジア(日本を除く。)において主に発行され、派生商品を通じて金利リスクおよび信用リスクという点で経済および金融市場の景気循環に順応している、分散型ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。投資家は、中程度のリスク許容度を備えるべきである。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるJPモルガン・アジア・クレジット・インデックス(JACI)USDを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、上記の一般的な投資方針に従い、その資産の大部分を国際機関、公共団体、半官半民およびその拠点がアジアに所在するか、または主に域内で事業を行う企業が発行する債務証券および債権に投資する。デリバティブを用いて、金利リスクおよび信用リスクを、景気サイクルおよび金融市場のサイクルに順応したポートフォリオを構築する。サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場(「CIBM」)においてまたはボンドコネクト(債券通)を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国(「PRC」または「中国」)の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、CIBMにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連

するリスクは、「中国銀行間債券市場(CIBM)において取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクートのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

サブ・ファンドの中長期的な投資目標は、競争力のあるトータル・イールドの達成である。

投資運用会社は、市況の変動を見越したダイナミックな資産配分を行い、投資目標の達成を目指す。投資目標の達成に際し、エクスポージャーの増加および資産の成長を目的としたロング・ポジション、または、法律上認められるデリバティブ金融商品を使用したヘッジ目的のシンセティック・ショート・ポジションの活用も含まれる。サブ・ファンドは、空売りを行わない。

サブ・ファンドは、投資目標を達成するため、法律上認められた枠組みの中で、先物スワップ(IR S / N D I R S、T R S、C D S、C D S 指数およびN D Sを含む。)、先渡契約/ノン・デリバラブル・フォワード、オプション、トータル・リターン債、クレジット・リンク債、転換債券、短期金融証券/流動資金およびその他の適切な法律上認められている投資商品を売買することができる。その結果、かかる投資商品は、ヘッジ目的および予想される市場展開からの利益獲得の双方のために利用することができる。

ノン・デリバラブル・フォワード(N D F)では、関連する市場において当該通貨の物理的な引渡しまたは通貨取引を行う必要なしに通貨ポジションを建て、為替リスクをヘッジすることが可能である。この方法により、現地通貨の保有により発生する取引相手方リスクおよび経費ならびに輸出制限が最小化されることがある。あらゆる場合、海外の二事業パートナー間の米ドル建てのN D Fの現地取引は、各国の当局の健全性の監督に服していない。

サブ・ファンドは、信用格付が投資適格未満の債務証券に投資することができ、これにより市場平均以上の高利回りを得ることがある。ただし、当該投資の信用リスクは、高格付の発行体への投資より高い。サブ・ファンドは、その資産の最大10%をC C C格未満または同等格付の債券に投資することができる。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券(A B S)、モーゲージ担保証券(M B S)、商業用不動産担保証券(C M B S)および債務担保証券(C D O)/ローン担保証券(C L O)に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券(A B S)/モーゲージ担保証券(M B S)の利用に関連するリスク」または「債務担保証券(C D O)/ローン担保証券(C L O)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

アジア諸国への投資は、欧州諸国への投資に比べて不安定で、流動性が低いことがある。さらに、サブ・ファンドが投資する国々の公的規制が、先進国ほど厳格でないことがあり、使用される会計、監査および報告方法が、先進国で使用される基準を満たさないことがある。このような理由から、サブ・ファンドは特に、これらのリスクを理解している投資者に適している。

サブ・ファンドは、後記「(5)投資制限 4 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別技法および手段」の項に記載されている制限を遵守する限り、当該項に挙げられたすべての金融派生商品に投資することができる。認められた投資先は、特に、同項1.1g) («ファンドが認可している投資対象»)に明記された商品である。

基準通貨は、米ドルである。

(中略)

UBS(Lux)ボンド・ファンド-グローバル・フレキシブル
典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、債券のグローバルな分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、パフォーマンス比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・グローバル・アグリゲートTR(CHFヘッジ)インデックスを使用する。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を世界中の上記の債務証券および債権に投資する。

ここには、政府機関モーゲージ・バック証券(MBS)、不動産担保証券(RMBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)、資産担保証券(ABS)およびCDOが含まれる。MBSは、米連邦政府抵当金庫(GNMAもしくはジニー・メイ)、連邦住宅抵当公庫(FNMAもしくはファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公庫(フレディ・マック)等の政府および準政府機関により発行される。GNMAが発行する債券は、米国政府の無制限の信用保証により担保されているため、デフォルト・リスクが低い。一方、FNMAおよびフレディ・マックが発行する債券は、同様のヘッジを行わないので、デフォルト・リスクが低いと判断されることもある。MBS、RMBS、CMBS、ABSおよびCDOへの投資は、サブ・ファンドの純資産の40%を超えてはならない。MBS、ABSおよびCDO等の商品への投資は、非常に複雑で、かつ透明性が低い。これらの商品は、債権のプール(ABSの債権の場合、自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権、MBSの場合、担保ローンとなる可能性がある。)のエクスポージャーを有し、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ法的、会計上および経済的な観点から見てプール内の債権の貸主から完全に分離している事業体により発行される。(利息、債権の償却およびこれらに関する特定の早期支払により構成される)原債権からの支払のキャッシュフローは、ABS、MBS等の商品の投資者に移転される。これらの商品は、償却のインフロー、ならびにトランシェ間の特定の早期支払および利払いの優先順位を定める階層に従い、異なるトランシェを構成する。金利が低下または上昇する場合に、原債務者の借換の可能性の上昇または低下により原債権に対する特定の支払が上昇または低下する傾向があると、投資者が受領する予定の払戻しおよび再投資のリスクが増減する可能性がある。

ABS/MBSへの投資に伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

さらに、サブ・ファンドはTBA取引(すなわち先渡決済のモーゲージ担保証券(MBS))に投資する。これらは将来の特定の期日に米国政府のMBSを売買するために利用される流動性の高い契約である。MBSは通常、米国内ではTBAとして取引される。TBA取引の主な側面は、買い手に交付されることになる実際の証券を取引が行われる時点で特定しないことで、これにより流動性のある先物市場を確保する。

サブ・ファンドの特定される通貨は、サブ・ファンドの基準通貨を示すものであり、必ずしも投資の中核をなすものではない。そのため、基準通貨は、申込みおよび買戻しを決済し、すべての分配金を支払い、また運用実績を算出する通貨でもある。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、ワラント債および転換社債に投資することができる。サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場(「CIBM」)においてまたはボンドコネクト(債券通)を通じて取引され

る人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国（「PRC」または「中国」）の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、CI BMにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場（CI BM）において取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCI BMで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、新興市場の債券に投資することができる。

新興市場は、現代化された産業国になるための移行段階にある国々をいう。基本的な特徴は、平均所得が低位から中位であることと、経済成長率が全般的に高いことである。

新興市場は、初期の発展段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が安定しないリスクが高い。新興市場の投資対象に付随するリスクは、「リスク要因」の項に記載される。上記の理由から、サブ・ファンドはリスクを理解している投資者に特に適している。

さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、低格付の債務証券および債権に投資することができる。低格付の投資対象は、平均を上回る利回りを提供するが、優良な発行体の証券への投資よりも信用リスクが高いことがある。

サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

投資方針の達成においては、派生商品の利用が重要な役割を果たしている。派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよび引き下げの双方のために利用される。投資運用会社は、投資戦略の実行において、裏付となる商品を直接取得せず、投資方針に含まれる法的に認可される資産に投資するために、派生商品を取得することがある。

基準通貨は、スイス・フランである。

<訂正後>

投資方針

ファンドの目的は、投資対象の広範な分散およびファンド資産の流動性を適正に考慮しつつ、一定の高い利益を達成することにある。

一般的な投資方針

サブ・ファンドの資産は、リスク分散の原則に従い投資される。各サブ・ファンドは、主としてその資産を債務証券および債権に投資する。

債務証券および債権には、国際機関、公共団体、民間企業および半官半民の発行体が発行する債券、社債（ローン・パーティシペーション・ノートを含む。）、資産担保証券ならびに類似の固定利付および変動利付の担保付または無担保の債券、ならびにこれらに類似する有価証券が含まれる。

各サブ・ファンドは、以下の投資原則に従い、その資産を短期金融商品、転換債券、交換可能債券、ワラント連動債券および転換社債、ならびに持分、持分権および有価証券のワラントに投資することもできる。

各サブ・ファンドは、更に、担保付債務（CDO）、クレジット・デフォルト・ノート（CDN）およびインフレ連動債（ILN）にも投資することができる。

転換社債は、債券の保有者および/または債券の発行体に対し、指定された将来の日に債券を株式に転換する権利を付与する。

クレジット・デフォルト・ノート(CDN)は、取扱いがクレジット・デフォルト・スワップに類似する信用デリバティブを組み込んだ固定利付証券である。CDNへの投資は、投資制限第1項の規定に従うものとする。

インフレ連動債(ILN)は、受取利息がインフレ率に連動する固定利付証券および変動利付証券である。

持分および持分権は、株式および株式関連証券を指している。

上記の債務証券および債権とは、以下に詳述される投資制限の条項に基づき必要である場合、2010年法第41条に規定する有価証券である。

投資制限第1.1項g)および第5項に記載されている通り、管理会社は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主な手段として、かつ法令規制の範囲内で、有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付資産とする特別な技法および金融手段を用いることができる。

オプション、先物およびスワップの市場は、不安定である。利益を達成する機会および損失を被るリスクの両方が、証券投資に伴う場合を上回る。かかる技法および手段の利用は、個々のサブ・ファンドの投資方針に従う場合およびそれらの品質を低下させない場合に限られる。有価証券の引受権を保有者に付与するワラントも同様である。

各サブ・ファンドはその純資産の20%を上限として、付随的に流動資産を保有することができる。例外的な市況の悪化により求められる場合、および投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に必要不可欠な期間を超えない期間において、上限の20%を一時的に超過することができる。当該制限は金融派生商品のリスクをカバーするために保有される流動資産には適用されない。2010年法第41条第1項の基準を満たす銀行預金、短期金融商品またはマネー・マーケット型投資信託は、2010年法第41条第2項の意味するところの付随的な流動資産としての適格性を満たしていない。付随的な流動資産は、当該時のもしくは例外的な支払をカバーするために即座にアクセスできる、銀行の当座預金で保有される現金等の要求払預金、または2010年法第41条第1項に基づく適格資産への再投資のために求められる期間もしくは市況の悪化時に必要不可欠な期間を超えない期間に限定しなければならない。サブ・ファンドは単一の金融機関の要求払預金にその純資産の20%を超えて投資してはならない。

サブ・ファンドは、投資対象を、市場、セクター、借り手、格付および企業に広範に分散することを徹底するため注意を払う。各サブ・ファンドは、かかる目的のため、個々のサブ・ファンドの投資方針に別途定められる場合を除き、サブ・ファンドの資産の10%を上限として、既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

(中略)

各サブ・ファンドの特定の投資方針

UBS(Lux)ボンド・ファンド-オーストラリア・ドル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境的および/または社会的な特性を追求するサブ・ファンドへの投資を希望する投資家に適している。サブ・ファンドは国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する主に豪ドル建ての債務証券および債権により構成される分散ポートフォリオに投資する。

サブ・ファンドは、環境的および社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合(EU)規則2019/2088第8条第1項に従い分類される。

投資運用会社は、強力な環境的および社会的なパフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体を特定するために、UBSのESGコンセンサス・スコアを用いる。このUBSのESGコンセンサス・スコアとは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコア・データの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコア・データに依拠する場合に比べて、コンセンサス・スコアによるアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの質の妥当性が向上する。

UBSのESGコンセンサス・スコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)の側面に関して、該当する発行体のパフォーマンス等の持続可能性の要因を評価する。これらのESG特性は、発行体が事業を行う主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連している。環境的および社会的な要因には、とりわけ、環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染および廃棄物管理、労働基準やサプライチェーンの検証、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。

サブ・ファンドは以下のESG特性を有している。

- ・サブ・ファンドのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルより高いサステナビリティ・プロファイルを維持すること、および/またはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

算出において現金および無格付の投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築、パフォーマンスの比較、サステナビリティ・プロファイルの比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグAusBond コンポジット・インデックスを使用する。ベンチマークはESGの特性を追求することを意図したものではない。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルはそのベンチマークのプロファイルにより測定され、これに応じた結果内容が最低年1回、各々の月次のプロファイルから算出され、年次報告書において公表される。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。サブ・ファンドの投資対象の大部分が当該サブ・ファンドのベンチマークにより構成されることになる。投資運用会社は特定の投資機会を利用する目的で、自らの裁量により、サブ・ファンドのベンチマークに含まれていない発行体またはセクターに投資することができる。特に、市場のボラティリティまたは不透明感が高まる期間において、およびオポチュニスティックな投資対象によりポートフォリオに対して不要なリスクが増大する場合に、サブ・ファンドのリスク/リターン特性が該当するベンチマークに相対的に近づくことが予想される。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を、豪ドル建てまたは各サブ・ファンドの基準通貨に対する原資産通貨の為替リスクをヘッジした、国際機関および超国家的な組織、公共団体、半官半民または民間企業が発行する債務証券および債権に投資する。

サブ・ファンドは、さらに、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として基準通貨以外の通貨建ての債務証券および債権に投資することができる。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、株式引受権付債券および転換社債に投資することができる。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドの資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスクラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券(ABS)、モーゲージ担保証券(MBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)および債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」または「債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

各サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

さらに、欧州連合(EU)規則2020/852(以下「タクソノミー規則」という。)に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達側の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、サブ・ファンドの投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「大きな害を与えない」という原則は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したサブ・ファンドの投資対象のみに適用される。サブ・ファンドのそれ以外の投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したものではない。

基準通貨は、豪ドルである。

UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、主にユーロ建てであり、かつ国際機関および超国家的な組織、民間企業、半官半民または公共団体が発行する債務証券および債権により構成される分散ポート

フォリオへの投資を追求する投資家に適している。サブ・ファンドは環境的および/または社会的な特性を追求する。

サブ・ファンドは、環境的および社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合(EU)規則2019/2088第8条第1項に従い分類される。

投資運用会社は、強力な環境的および社会的なパフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体を特定するために、UBSのESGコンセンサス・スコアを用いる。このUBSのESGコンセンサス・スコアとは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコア・データの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコア・データに依拠する場合に比べて、コンセンサス・スコアによるアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの質の妥当性が向上する。

UBSのESGコンセンサス・スコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)の側面に関して、該当する発行体のパフォーマンス等の持続可能性の要因を評価する。これらのESG特性は、発行体が事業を行う主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連している。環境的および社会的な要因には、とりわけ、環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染および廃棄物管理、労働基準やサプライチェーンの検証、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。

サブ・ファンドは以下のESG特性を有している。

- ・サブ・ファンドのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルより高いサステナビリティ・プロファイルを維持すること、および/またはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。
- ・UBSのESGリスク・ダッシュボードにおいて「反社会性」を示している発行体のソブリン債に投資するサブ・ファンドの資産の割合をベンチマークの割合より低くする。「反社会性」を有するソブリン債がベンチマークに含まれていない場合、サブ・ファンドは「反社会性」を有する一切の発行体を保有することを認められない。

算出において現金および無格付の投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構築、サステナビリティ・プロファイルの比較およびパフォーマンス評価のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・ユーロ・アグレゲート500mio+インデックスを使用する。ベンチマークはESG特性を追求することを意図したものではない。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルはそのベンチマークのプロファイルにより測定され、これに応じた結果内容が最低年1回、各々の月次のプロファイルから算出され、年次報告書において公表される。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を、ユーロおよび/または欧州通貨同盟(EMU)の加盟国の通貨が法定通貨とみなされる限り、各加盟国すべての通貨のいずれかの通貨建てであり、かつ国際機関または超国家的な組織、公共団体、半官半民または民間企業が発行する債務証券および債権に投資する。

サブ・ファンドは、さらに、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限として基準通貨以外の通貨建ての債務証券および債権に投資することができる。

サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場(「CIBM」)においてまたはボンドコネク(債券通)を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国(「PRC」または「中国」)の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、CIBMにおいてまたはボンドコネクを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場(CIBM)において取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクのノースパウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券(ABS)、モーゲージ担保証券(MBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)および債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」または「債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、株式引受権付債券および転換社債に投資することができる。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、新興市場の債券に投資することができる。

新興市場は、現代化された産業国になるための移行段階にある国々をいう。基本的な特徴は、平均所得が低位から中位であることと、経済成長率が全般的に高いことである。

新興市場は、初期の発展段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が安定しないリスクが高い。新興市場の投資対象に付随するリスクは、「リスク要因」の項に記載される。このような理由から、サブ・ファンドは特に、リスクを理解している投資者に適している。

さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、低格付の債務証券および債権に投資することができる。低格付の投資対象は、平均を上回る利回りを提供するが、優良な発行体の証券への投資よりも信用リスクが高いことがある。

サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

サブ・ファンドの投資方針の達成においては、派生商品の利用が重要な役割を果たしている。投資運用会社は、投資戦略を実行するために、裏付となる商品を直接取得せずに、投資方針に含まれる法的に認可される資産に投資するために、派生商品を取得することが想定される。派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよびヘッジの双方のために利用される。サブ・ファンドのトータル・エクスポージャーは絶対VaR手法を利用して測定される。サブ・ファンドの平均レバレッジは1年間の平均で純資産総額の1,000%であるが、この水準をときに超過する可能性がある。レバレッジは利用される派生商品の想定上のエクスポージャーの総額として計算され、当サブ・ファンド内の投資リスクの水準を示唆しているとは限らない。想定元本の総額によるアプローチは、ヘッジ取引およびその他のリスク低減戦略が含まれている可能性がある派生商品のポジションをネットティング(相殺)することを認めない。高レバレッジの商品を利用する派生商品取引によりサブ・ファンドのレバレッジが上昇する可能性があるものの、このことがUCITS指令に従い検証および管理されているサブ・ファンドの全般的なリスク・プロファイルに及ぼす影響はほとんどないか全くない。投資者は「金融派生商品取引の利用」の項に記載されるリスクに留意すべきである。これらは高いレバレッジにより特に重要である。サブ・ファンドは、個々の金利のカーブに関連してネットでショートまたはネットでロングのポジションを建てるために金利先物、債券先物、金利スワップ、金利先物のオプション、債券先物のオプションおよびスワプション等の金利派生商品を利用することができるが、ネットでのデュレーションをファンド全体の水準でロングに保つ。サブ・ファンドは、個々の市場セグメント(地域、セクター、格付)、通貨または個別の発行体においてネットでショートまたはネットでロングのエクスポージャーを建てるために、異なる種類の裏付資産(特定の発行体、クレジット指数、ABS指数またはその他の債券指数)のクレジット連動証券、クレジット・デフォルト・スワップ等のクレジット派生商品を利用することができるが、ネットでのデュレーションをファンド全体の水準でロングに保つ。サブ・ファンドは特定の債券市場に対してショートまたはロングのエクスポージャーを建てるために債券指数のトータル・リターン・スワップを利用することができる。さらに、サブ・ファンドはTBA取引(すなわち先渡決済のモーゲージ担保証券(MBS))に投資する。これらは将来の特定の期日に米国政府のMBSを売買するために利用される流動性の高い契約である。MBSは通常、米国内ではTBAとして取引される。TBA取引の主な側面は、買い手に交付されることになる実際の証券を取引が行われる時点で特定しないことで、これにより流動性のある先物市場を確保する。サブ・ファンドの投資運用会社は、上記に定義される制限内で、柔軟なアプローチを採用し、組入銘柄の追加的な価値を創出するためにアクティブな為替のポジションを取ることができる。為替戦略には自国通貨のポジションを建てることが含まれる。自国通貨の利用にあたっては、自国通貨建ての証券の購入による直接的な利用、派生商品による間接的な利用およびこれら双方の手法の組み合わせという選択肢を利用することができる。

サブ・ファンドは、個別の通貨における全体のポジションをネットでショートまたはネットでロングとする取決めを行う選択肢を有した上で異なる国々でエクスポージャーを引き上げるかまたは引き下げ

るために、為替予約契約、ノン・デリバラブル・フォワード(NDF)、為替スワップおよび為替オプション等の為替派生商品を利用することができる。

さらに、欧州連合(EU)規則2020/852(以下「タクソノミー規則」という。)に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、サブ・ファンドの投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「大きな害を与えない」という原則は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したサブ・ファンドの投資対象のみに適用される。サブ・ファンドのそれ以外の投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したものではない。

基準通貨は、ユーロである。

UBS(Lux)ボンド・ファンド - アジア・フレキシブル(米ドル)

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境的および/または社会的な特性を追求するサブ・ファンドならびにアジア域内(日本を除く。)において主に発行される債券の分散型ポートフォリオへの投資を希望する投資家に適している。金利リスクおよび信用リスクは、派生商品を利用して経済および金融市場の景気循環に応じて調整される。

サブ・ファンドは、環境的および社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合(EU)規則2019/2088第8条第1項に従い分類される。

投資運用会社は、強力な環境的および社会的なパフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体を特定するために、UBSのESGコンセンサス・スコアを用いる。このUBSのESGコンセンサス・スコアとは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコア・データの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコア・データに依拠する場合に比べて、コンセンサス・スコアによるアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの質の妥当性が向上する。

UBSのESGコンセンサス・スコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)の側面に関して、該当する発行体のパフォーマンス等の持続可能性の要因を評価する。これらのESG特性は、発行体が事業を行う主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連している。環境的および社会的な要因には、とりわけ、環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染および廃棄物管理、労働基準やサプライチェーンの検証、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。

サブ・ファンドは以下のESG特性を有している。

・サブ・ファンドのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルより高いサステナビリティ・プロファイルを維持すること、および/またはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。

算出において現金および無格付の投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構成、パフォーマンス比較、サステナビリティ・プロファイルの比較およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるJPモルガン・アジア・クレジット・インデックス（JACI）USDを使用する。ベンチマークはESG特性を追求することを意図したものではない。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルはそのベンチマークのプロファイルにより測定され、これに応じた結果内容が最低年1回、各々の月次のプロファイルから算出され、年次報告書において公表される。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン（利用できる場合）を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、上記の一般的な投資方針に従い、その資産の大部分を国際機関、公共団体、半官半民およびその拠点がアジアに所在するか、または主に域内で事業を行う企業が発行する債務証券および債権に投資する。デリバティブを用いて、金利リスクおよび信用リスクを、景気サイクルおよび金融市場のサイクルに順応したポートフォリオを構築する。サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場（「CIBM」）においてまたはボンドコネクト（債券通）を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国（「PRC」または「中国」）の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、CIBMにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場（CIBM）において取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

サブ・ファンドの中長期的な投資目標は、競争力のあるトータル・イールドの達成である。

投資運用会社は、市況の変動を見越したダイナミックな資産配分を行い、投資目標の達成を目指す。投資目標の達成に際し、エクスポージャーの増加および資産の成長を目的としたロング・ポジション、または、法律上認められるデリバティブ金融商品を使用したヘッジ目的のシンセティック・ショート・ポジションの活用も含まれる。サブ・ファンドは、空売りを行わない。

サブ・ファンドは、投資目標を達成するため、法律上認められた枠組みの中で、先物スワップ（IRS/NDIRS、TRS、CDS、CDS指数およびNDSを含む。）、先渡契約/ノン・デリバラブル・フォワード、オプション、トータル・リターン債、クレジット・リンク債、転換債券、短期金融証券/流動資金およびその他の適切な法律上認められている投資商品を売買することができる。その結果、かかる投資商品は、ヘッジ目的および予想される市場展開からの利益獲得の双方のために利用することができる。

ノン・デリバラブル・フォワード（NDF）では、関連する市場において当該通貨の物理的な引渡しまたは通貨取引を行う必要なしに通貨ポジションを建て、為替リスクをヘッジすることが可能である。

この方法により、現地通貨の保有により発生する取引相手方リスクおよび経費ならびに輸出制限が最小化されることがある。あらゆる場合、海外の二事業パートナー間の米ドル建てのNDFの現地取引は、各国の当局の健全性の監督に服していない。

サブ・ファンドは、信用格付が投資適格未満の債務証券に投資することができ、これにより市場平均以上の高利回りを得ることがある。ただし、当該投資の信用リスクは、高格付の発行体への投資より高い。サブ・ファンドは、その資産の最大10%をCCC格未満または同等格付の債券に投資することができる。

サブ・ファンドは、合計してその純資産の20%を上限として、資産担保証券（ABS）、モーゲージ担保証券（MBS）、商業用不動産担保証券（CMBS）および債務担保証券（CDO）/ローン担保証券（CLO）に投資することができる。これに伴うリスクは「資産担保証券（ABS）/モーゲージ担保証券（MBS）の利用に関連するリスク」または「債務担保証券（CDO）/ローン担保証券（CLO）の利用に関連するリスク」の項に記載される。

アジア諸国への投資は、欧州諸国への投資に比べて不安定で、流動性が低いことがある。さらに、サブ・ファンドが投資する国々の公的規制が、先進国ほど厳格でないことがあり、使用される会計、監査および報告方法が、先進国で使用される基準を満たさないことがある。このような理由から、サブ・ファンドは特に、これらのリスクを理解している投資者に適している。

サブ・ファンドは、後記「（5）投資制限 4 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別技法および手段」の項に記載されている制限を遵守する限り、当該項に挙げられたすべての金融派生商品に投資することができる。認められた投資先は、特に、同項1.1g）（「ファンドが認可している投資対象」）に明記された商品である。

さらに、欧州連合（EU）規則2020/852（以下「タクソノミー規則」という。）に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、サブ・ファンドの投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「大きな害を与えない」という原則は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したサブ・ファンドの投資対象のみに適用される。サブ・ファンドのそれ以外の投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したものではない。

基準通貨は、米ドルである。

（中略）

UBS（Lux）ボンド・ファンド - グローバル・フレキシブル
典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境および/または社会的な特性を追求するサブ・ファンドにおける債券のグローバルな分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

サブ・ファンドは、環境的および社会的な特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州連合(EU)規則2019/2088第8条第1項に従い分類される。

投資運用会社は、強力な環境的および社会的なパフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体を特定するために、UBSのESGコンセンサス・スコアを用いる。このUBSのESGコンセンサス・スコアとは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコア・データの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコア・データに依拠する場合に比べて、コンセンサス・スコアによるアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの質の妥当性が向上する。

UBSのESGコンセンサス・スコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)の側面に関して、該当する発行体のパフォーマンス等の持続可能性の要因を評価する。これらのESG特性は、発行体が事業を行う主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連している。環境的および社会的な要因には、とりわけ、環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染および廃棄物管理、労働基準やサプライチェーンの検証、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。

サブ・ファンドは以下のESG特性を有している。

- ・サブ・ファンドのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルより高いサステナビリティ・プロファイルを維持すること、および/またはUBSのESGコンセンサス・スコアの上位50%のサステナビリティ・プロファイルを有する発行体に少なくとも資産の51%を投資すること。
- ・UBSのESGリスク・ダッシュボードにおいて「反社会性」を示している発行体からのソブリン債に投資するサブ・ファンドの資産の割合をベンチマークの割合より低くする。「反社会性」を有するソブリン債がベンチマークに含まれていない場合、サブ・ファンドは「反社会性」を有する一切の発行体を保有することを認められない。

算出において現金および無格付の投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、ポートフォリオ構成、サステナビリティ・プロファイルの比較およびパフォーマンス比較のための参考として、ベンチマークであるブルームバーグ・グローバル・アグレゲートTR(CHFヘッジ)インデックスを使用する。ベンチマークはESG特性を追求することを意図したものではない。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルはそのベンチマークのプロファイルにより測定され、これに応じた結果内容が最低年1回、各々の月次のプロファイルから算出され、年次報告書において公表される。名称に「ヘッジ」が含まれる受益証券クラスにおいては為替ヘッジが行われた当該参照指数のバージョン(利用できる場合)を使用する。ポートフォリオの一部は、ベンチマークと同一の商品に同一の組入比率で投資することができるが、投資運用会社は、商品の選択においてベンチマークによる制約を受けない。特に、投資運用会社は、投資機会を有効に利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれない発行体の債券に投資することおよび/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形でセクターにおける投資対象の比率を構成することができる。したがって、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドのパフォーマンスがベンチマークと大きく異なることがある。

サブ・ファンドは、一般的な投資方針に従い、その資産の少なくとも3分の2を世界中の上記の債務証券および債権に投資する。ここには、政府機関モーゲージ・バック証券(MBS)、不動産担保証券(RMBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)、資産担保証券(ABS)およびCDOが含まれる。MBSは、米連邦政府抵当金庫(GNMAもしくはジニー・メイ)、連邦住宅抵当公庫(FNMA

もしくはファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公庫(フレディ・マック)等の政府および準政府機関により発行される。GNMAが発行する債券は、米国政府の無制限の信用保証により担保されているため、デフォルト・リスクが低い。一方、FNMAおよびフレディ・マックが発行する債券は、同様のヘッジを行わないので、デフォルト・リスクが低いと判断されることもある。MBS、RMBS、CMBS、ABSおよびCDOへの投資は、サブ・ファンドの純資産の40%を超えてはならない。MBS、ABSおよびCDO等の商品への投資は、非常に複雑で、かつ透明性が低い。これらの商品は、債権のプール(ABSの債権の場合、自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権、MBSの場合、担保ローンとなる可能性がある。)のエクスポージャーを有し、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ法的、会計上および経済的な観点から見てプール内の債権の貸主から完全に分離している事業体により発行される。(利息、債権の償却およびこれらに関する特定の早期支払により構成される)原債権からの支払のキャッシュフローは、ABS、MBS等の商品の投資者に移転される。これらの商品は、償却のインフロー、ならびにトランシェ間の特定の早期支払および利払いの優先順位を定める階層に従い、異なるトランシェを構成する。金利が低下または上昇する場合に、原債務者の借換の可能性の上昇または低下により原債権に対する特定の支払が上昇または低下する傾向があると、投資者が受領する予定の払戻しおよび再投資のリスクが増減する可能性がある。

ABS/MBSへの投資に伴うリスクは「資産担保証券(ABS)/モーゲージ担保証券(MBS)の利用に関連するリスク」の項に記載される。

さらに、サブ・ファンドはTBA取引(すなわち先渡し決済のモーゲージ担保証券(MBS))に投資する。これらは将来の特定の期日に米国政府のMBSを売買するために利用される流動性の高い契約である。MBSは通常、米国内ではTBAとして取引される。TBA取引の主な側面は、買い手に交付されることになる実際の証券を取引が行われる時点で特定しないことで、これにより流動性のある先物市場を確保する。

サブ・ファンドの特定される通貨は、サブ・ファンドの基準通貨を示すものであり、必ずしも投資の中核をなすものではない。そのため、基準通貨は、申込みおよび買戻しを決済し、すべての分配金を支払い、また運用実績を算出する通貨でもある。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、ワラント債および転換社債に投資することができる。サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場(「CIBM」)においてまたはボンドコネクト(債券通)を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国(「PRC」または「中国」)の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、CIBMにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場(CIBM)において取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、新興市場の債券に投資することができる。

新興市場は、現代化された産業国になるための移行段階にある国々をいう。基本的な特徴は、平均所得が低位から中位であることと、経済成長率が全般的に高いことである。

新興市場は、初期の発展段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が安定しないリスクが高い。新興市場の投資対象に付随するリスクは、「リスク要因」の項に記載される。上記の

理由から、サブ・ファンドはリスクを理解している投資者に特に適している。さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、低格付の債務証券および債権に投資することができる。低格付の投資対象は、平均を上回る利回りを提供するが、優良な発行体の証券への投資よりも信用リスクが高いことがある。サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

投資方針の達成においては、派生商品の利用が重要な役割を果たしている。派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよび引き下げの双方のために利用される。投資運用会社は、投資戦略の実行において、裏付となる商品を直接取得せずに、投資方針に含まれる法的に認可される資産に投資するために、派生商品を取得することがある。

派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよびヘッジの双方のために利用される。サブ・ファンドのトータル・エクスポージャーは絶対VaR手法を利用して測定される。サブ・ファンドの平均レバレッジは1年間の平均で純資産総額の1,000%であるが、この水準をときに超過する可能性がある。レバレッジは利用される派生商品の想定上のエクスポージャーの総額として計算され、当サブ・ファンド内の投資リスクの水準を示唆しているとは限らない。想定元本の総額によるアプローチは、ヘッジ取引およびその他のリスク低減戦略が含まれている可能性がある派生商品のポジションをネットリング(相殺)することを認めない。高レバレッジの商品を利用する派生商品取引によりサブ・ファンドのレバレッジが上昇する可能性があるものの、このことがUCITS指令に従い検証および管理されているサブ・ファンドの全般的なリスク・プロファイルに及ぼす影響はほとんどないか全くない。投資者は「金融派生商品取引の利用」の項に記載されるリスクに留意すべきである。これらは高いレバレッジにより特に重要である。

さらに、欧州連合(EU)規則2020/852(以下「タクソノミー規則」という。)に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、サブ・ファンドの投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「大きな害を与えない」という原則は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したサブ・ファンドの投資対象のみに適用される。サブ・ファンドのそれ以外の投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したものではない。

基準通貨は、スイス・フランである。

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク

投資者は、サブ・ファンドが債務担保証券(CDO)として知られる一定の種類資産担保証券、または投資先がローンである場合にローン担保証券(CLO)に投資することがあることに留意すべきである。CLOおよびCDOは基本的に、支払順位が異なる複数のトランシェから構成され、最上位のトランシェは投資先の資産プールからの元利金の支払順位が最も高く、その次が第二位のトランシェで、その先は元利金からの支払順位が最下位のトランシェ(エクイティ・トランシェ)まで支払順位が順番に下がっていく。CDO/CLOは原資産の価値の下落により著しく不利な立場に置かれることがある。さらに、複雑な仕組みにより評価が難しくなることがあり、異なる市場のシナリオにおけるパフォーマンスを予測することは困難である。

金融派生商品取引の利用

(後略)

<訂正後>

(前略)

債務担保証券(CDO)/ローン担保証券(CLO)の利用に関連するリスク

投資者は、サブ・ファンドが債務担保証券(CDO)として知られる一定の種類資産担保証券、または投資先がローンである場合にローン担保証券(CLO)に投資することがあることに留意すべきである。CLOおよびCDOは基本的に、支払順位が異なる複数のトランシェから構成され、最上位のトランシェは投資先の資産プールからの元利金の支払順位が最も高く、その次が第二位のトランシェで、その先は元利金からの支払順位が最下位のトランシェ(エクイティ・トランシェ)まで支払順位が順番に下がっていく。CDO/CLOは原資産の価値の下落により著しく不利な立場に置かれることがある。さらに、複雑な仕組みにより評価が難しくなることがあり、異なる市場のシナリオにおけるパフォーマンスを予測することは困難である。

偶発転換債券への投資に伴うリスク

偶発転換債券とは、該当する特定の条件に従い、事前に定められた価格で株式資本に転換されるか、放棄されるかまたは事前に定められたトリガー・イベントの発生直後に価値が減額される可能性があるハイブリッド証券である。

偶発転換債券の利用により、流動性リスクおよび転換リスクを含む仕組み特有のリスクが生じる。場合によっては、発行体が転換証券を普通株式に転換するアレンジを行うことがある。転換証券が普通株式に転換されると、ファンドが普通株式に通常投資していなくても、これらの普通株式をそのポートフォリオ内で保有することになる。

偶発転換債券はトリガー・レベル・リスクも負担する。これらのトリガー・レベルはトリガー・レベルと自己資本比率の差額に応じて転換リスクの水準を調整および決定する。サブ・ファンドの投資運用会社は債務証券を株式資本に転換することを求められるトリガーを予測することが困難である可能性がある。

さらに、偶発転換債券は、資本構成逆転のリスクにさらされている。発行体の資本構成において、偶発転換債券は、原則として、伝統的な転換社債に劣後するものとして分類されている。場合によって

は、偶発転換債券への投資者が元本を失うことになる一方で、株主はその後になって影響を受けるか、まったく影響を受けないことがある。

偶発転換債券の利用により、リターン・リスクおよび評価リスクにさらされることにも留意すべきである。偶発転換債券の評価は、発行体の信用力、自己資本比率の変動、偶発転換債券の需給状況、一般的な市況および利用可能な流動性、または発行体、発行体が営業活動を行う市場もしくは金融市場一般に影響を与える経済的、政治的事象等、多数の予測不可能な要因に影響される。

さらに、偶発転換債券は、利息の支払停止のリスクにさらされる。偶発転換債券の利払いは、発行体の裁量に基づくもので、いつでも、理由を問わず、期限の定めなく発行体により停止されることがある。任意での支払いの停止は支払いのデフォルトとはみなされない。利払いの再開または停止された利払いの事後的な支払いを要求することはできない。利払いには発行体の管轄官庁の承認も求められ、十分な支払資金を利用できる場合に停止されることがある。利払いを巡る不透明感の結果として、偶発転換債券の変動が大きくなる。利払いの停止の結果として価格が急落することがある。

偶発転換債券は期間延長リスクにもさらされる。偶発転換債券は無期限の商品で、管轄官庁による承認後に予め決められた日にのみ償還できる。サブ・ファンドが偶発転換債券に投資した元本が回収されるとの保証はない。

最後に、偶発転換債券は未知のリスクにさらされる。これは、当該商品が比較的新しく、その結果として市場および当該商品のための規制環境がいまだに進展中であるためである。したがって、偶発転換債券の市場全般がトリガーまたは発行体に関連する利払い遅延に対してどのような反応を示すかは不透明である。

金融派生商品取引の利用

（後略）

4 手数料等及び税金

（3）管理報酬等

<訂正前>

ファンドの以下の規定に従い、ファンドの管理、管理事務、ポートフォリオ運用および販売に関して（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（ファンドの資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主支払事務代行会社」と称する項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンドの純資産価額に基づき、ファンドの資産から上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンドの資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。名称に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための報酬が含まれる。

かかる上限定率報酬は、関連ある受益証券のクラスが設定されるまでは請求されない。

定率報酬に実際に適用される最大料率は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

ファンドは、クラスP受益証券に関し、下記の表に列挙されるサブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算される月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド名	上限定率報酬料率 （上限管理報酬料率）	上限定率報酬料率 （上限管理報酬料率） 名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率
UBS（Lux）ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル	年率0.900% （0.720%）	年率0.950% （0.760%）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル	年率0.900% （0.720%）	年率0.950% （0.760%）

UBS(Lux)ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)	年率1.500% (1.200%)	年率1.550% (1.240%)
UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)	年率1.260% (1.010%)	年率1.310% (1.050%)
UBS(Lux)ボンド・ファンド - グローバル・フレキシブル	年率1.140% (0.910%)	年率1.190% (0.950%)

(注)括弧内の料率は、上限定率報酬料率の80%にあたる上限管理報酬料率を示している。

(後略)

<訂正後>

ファンドの以下の規定に従い、ファンドの管理、管理事務、ポートフォリオ運用および販売に関して(該当する場合)、ならびに保管受託銀行のすべての職務(ファンドの資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主支払事務代行会社」と称する項に記載されるその他一切の職務等)に関して、ファンドの純資産価額に基づき、ファンドの資産から上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンドの資産に対し請求され、毎月支払われる(上限定率報酬)。名称に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための報酬が含まれる。

かかる上限定率報酬は、関連ある受益証券のクラスが設定されるまでは請求されない。

定率報酬に実際に適用される最大料率は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

ファンドは、クラスP受益証券に関し、下記の表に列挙されるサブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算される月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド名	上限定率報酬料率 (上限管理報酬料率)	上限定率報酬料率 (上限管理報酬料率) 名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率
UBS(Lux)ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル	年率0.900% (0.720%)	年率0.950% (0.760%)
UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・フレキシブル	年率0.900% (0.720%)	年率0.950% (0.760%)
UBS(Lux)ボンド・ファンド - アジア・フレキシブル(米ドル)	年率1.300% (1.040%)	年率1.350% (1.080%)
UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)	年率1.260% (1.010%)	年率1.310% (1.050%)
UBS(Lux)ボンド・ファンド - グローバル・フレキシブル	年率1.140% (0.910%)	年率1.190% (0.950%)

(注)括弧内の料率は、上限定率報酬料率の80%にあたる上限管理報酬料率を示している。

(後略)

(4) その他の手数料等

<訂正前>

上限定率報酬には、以下の報酬およびファンドの資産から控除される追加の費用が含まれない。

- a) 資産の売買のためのファンドの資産の管理に関する一切の追加の費用(買呼値および売呼値のスプレッド、市場に応じた取次費用、手数料、報酬等)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買を通じて発生するかかる追加費用は、「資産の評価」と称する項に従い、スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。

- b) ファンドの設立、変更、償還および併合に関する監督官庁に支払われる費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場している証券取引所に対する一切の手数料。
- c) ファンドの設立、変更、償還および併合に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査法人に支払われるか、または法律により許可される一切のその他の報酬。
- d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、償還および併合に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合）（外国の監査当局に支払われる手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人のための報酬を含む。）。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の行使により発生する費用（外部顧問に対する報酬を含む。）。
- i) ファンドの名義で登録されている知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じる特別措置に関して生じる一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益について集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を本ファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができるが、かかるすべての管理事務コストが証明可能でありかつ開示され、本ファンドの総費用率（T E R）の開示において考慮される。

管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするための手数料を支払うことができる。

ファンドはまた、年次税をはじめ、収益およびファンドの資産に対し課せられる一切の税金を負担する。

（後略）

<訂正後>

上限定率報酬には、以下の報酬およびファンドの資産から控除される追加の費用が含まれない。

- a) 資産の売買のためのファンドの資産の管理に関する一切の追加の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場に応じた取次費用、手数料、報酬等）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買を通じて発生するかかる追加費用は、「資産の評価」と称する項に従い、スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) ファンドの設立、変更、償還および併合に関する監督官庁に支払われる費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場している証券取引所に対する一切の手数料。
- c) ファンドの設立、変更、償還および併合に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査法人に支払われるか、または法律により許可される一切のその他の報酬。

- d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、償還および併合に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合）（外国の監査当局に支払われる手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人のための報酬を含む。）。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の行使により発生する費用（外部顧問に対する報酬を含む。）。
- i) ファンドの名義で登録されている知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じる特別措置に関して生じる一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益について集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を本ファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができるが、かかるすべての管理事務コストが証明可能でありかつ開示され、本ファンドの総費用率（T E R）の開示において考慮される。

管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするための手数料を支払うことができる。

管理会社またはその代理人は、投資者に直接リベートを支払う場合がある。リベートは、関係する投資者に帰属するコストを削減するものである。

リベートは、以下の場合に許可される。

- ・管理会社またはその代理人の報酬からリベートが支払われ、サブ・ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合
- ・客観的な基準に基づきリベートが付与される場合
- ・客観的な基準を等しく満たし、リベートを要求するすべての投資者に対してリベートが同程度に付与される場合
- ・リベートにより、リベート付与の対象となるサービスの質が向上し（例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能になり、サブ・ファンドの清算の可能性が低下し、および/またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など）、かつ、すべての投資者がサブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合

リベート付与の客観的な基準は、以下のとおりである。

- ・リベートの対象となるサブ・ファンドの投資証券クラスの投資者が保有する資産総額

以下の追加の基準が適用される場合もある。

- ・投資者が保有するUBS集団投資スキームの資産総額、および/または
- ・投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の要求に応じて、該当するリベートの金額を無償で開示するものとする。

ファンドはまた、年次税をはじめ、収益およびファンドの資産に対し課せられる一切の税金を負担する。

（後略）

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

P R Cの税制

C I B Mを通じてP R Cの国内債券に直接投資することにより、サブ・ファンドは、P R C 税務当局により課される源泉徴収税およびその他の税に服する可能性がある。

a) 法人所得税

P R Cの一般税法に従い、サブ・ファンドがP R Cの税務上の居住者とみなされる場合には、世界規模の課税所得に25%の法人所得税(以下「C I T」という。)を課される。サブ・ファンドがP R Cに恒久的施設(以下「P E」という。)を有するP R Cの税務上の非居住者とみなされる場合には、当該P Eに係る利益に25%のC I Tを課される。サブ・ファンドがP R Cの税務上の非居住者とみなされ、かつ、そこにP Eを有しない場合、P R Cの国内債券によるサブ・ファンドの所得は、通常、P R Cで稼得した所得(受動的所得(例えば、利息)およびP R Cの国内債券の譲渡から生じる利得を含むが、それらに限らない。)が適用ある二重課税防止条約または国内税法の特定の規定に従って源泉徴収所得税(以下「W I T」という。)を免除されない場合、かかる所得に10%のW I Tを課される。

投資運用会社は、サブ・ファンドが、C I Tの適用上、P R Cの税務上の居住者またはP R CにP Eを有する税務上の非居住者として取り扱われない方法でサブ・ファンドを運営する予定である。ただし、このことは、P R Cにおける税法および税務上の慣行に関する不確実性により、保証されるものではない。

利息

P R Cの税法および税規則または関連する租税条約に明確な免税または減税についての規定がない場合、P R CにP Eを有しない税務上の非居住企業は、一般に、10%の源泉徴収税の形でC I Tを課される。

2018年11月22日、P R Cの財政部(以下「M O F」という。)および国家税務総局(以下「S A T」という。)は、P R Cの債券市場への投資から海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入に関する税務問題に対処するため、財税2018年第108号通達(以下「通達第108号」という。)を共同で発表した。通達第108号に従い、2018年11月7日から2021年11月6日までの間に、P R CにP Eを有しない(またはP R CにP Eを有するが、P R Cにおいて生じたかかる収入が事実上P Eに関連しない。)海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入は、一時的にC I Tを免除される。この免除は通達第108号に基づく一時的なものにすぎないため、2021年11月6日以後もかかる免除が適用されるかは不確かなままである。P R Cの適用ある税法に従い、管轄権を有する国务院の財務局により発行された国債および/または国务院により承認された地方債の利息はC I Tを免除される。

キャピタル・ゲイン

外国人投資家がP R Cの国内債券を取引することにより得たキャピタル・ゲインに対する課税について明確な規則はない。明確な規則がない場合、C I Tの適用はP R CのC I Tに関する法律の一般税務規定に服することとなり、P R C税務当局の解釈次第となる。P R Cの国内債券の処分に係るキャピタル・ゲインに関して、P R C税務当局は、かかるキャピタル・ゲインはP R Cにおいて生じたとはみなされず、よってP R Cにおいて適用されるW I Tを課されないと何度も言及してきた。ただし、このことを裏付ける明文化された税務規定はない。実際に現状では、外国人投資家

がPRCの国内債券を取引することにより得たキャピタル・ゲインにWITは適用されていない。

PRC税務当局が将来当該所得を課税することを決定した場合、投資運用会社はPRC税務当局に対し、サブ・ファンドをルクセンブルグの居住者として取り扱い、PRCとルクセンブルグの二重課税条約に規定されているキャピタル・ゲイン税の免除を適用するよう要請するが、これは保証できない。

b) 増値税(以下「VAT」という。)

2016年5月1日に施行されたVAT改革の最終段階に関する財税[2016年]第36号通達(以下「通達第36号」という。)により、特別の免除規定が適用されない限り、2016年5月1日からPRCの国内証券の譲渡による利得にVATが課されることになった。

通達第36号および財税2016年第70号通達(以下「通達第70号」という。)に従い、中国人民銀行(以下「PBOC」という。)によりCIBMへの直接のアクセスを認められた海外機関投資家によるPRC国内債券の譲渡による利得は、VATを免除される。

外国人投資家が稼得したPRCの国内債券への投資に係る利息収入には、特別の免税規定が適用されない場合、6%のVATが課される(下記の通達第108号に対する注記を参照のこと。)。通達第36号に従い、預金に係る利息収入にVATは課されず、国債に係る利息収入もVATを免除される。通達第108号は、2018年11月7日から2021年11月6日までの間に中国の債券市場に投資した海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入に対するVATの免除を規定している。この免除は通達第108号に基づく一時的なものにすぎないため、2021年11月6日以後もかかる免除が適用されるかは不透明である。

VATが適用される場合、適用あるVATの最大12%に相当する追加税(都市建設維持税、教育付加税および地方教育付加税を含む。)も適用される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

PRCの税制

CIBMを通じてPRCの国内債券に直接投資することにより、サブ・ファンドは、PRC税務当局により課される源泉徴収税およびその他の税に服する可能性がある。

a) 法人所得税

PRCの一般税法に従い、サブ・ファンドがPRCの税務上の居住者とみなされる場合には、世界規模の課税所得に25%の法人所得税(以下「CIT」という。)を課される。サブ・ファンドがPRCに恒久的施設(以下「PE」という。)を有するPRCの税務上の非居住者とみなされる場合には、当該PEに係る利益に25%のCITを課される。サブ・ファンドがPRCの税務上の非居住者とみなされ、かつ、そこにPEを有しない場合、PRCの国内債券によるサブ・ファンドの所得は、通常、PRCで稼得した所得(受動的所得(例えば、利息)およびPRCの国内債券の譲渡から生じる利得を含むが、それらに限らない。)が適用ある二重課税防止条約または国内税法の特定の規定に従って源泉徴収所得税(以下「WIT」という。)を免除されない場合、かかる所得に10%のWITを課される。

投資運用会社は、サブ・ファンドが、CITの適用上、PRCの税務上の居住者またはPRCにPEを有する税務上の非居住者として取り扱われない方法でサブ・ファンドを運営する予定である。ただし、このことは、PRCにおける税法および税務上の慣行に関する不確実性により、保証されるものではない。

利息

PRCの税法および税規則または関連する租税条約に明確な免税または減税についての規定がない場合、PRCにPEを有しない税務上の非居住企業は、一般に、10%の源泉徴収税の形でCITを課される。

2018年11月22日、PRCの財政部(以下「MOF」という。)および国家税務総局(以下「SAT」という。)は、PRCの債券市場への投資から海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入に関する税務問題に対処するため、財税2018年第108号通達(以下「通達第108号」という。)を共同で発表した。通達第108号に従い、2018年11月7日から2021年11月6日までの間に、PRCにPEを有しない(またはPRCにPEを有するが、PRCにおいて生じたかかる収入が事実上PEに関連しない。)海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入は、一時的にCITを免除される。2021年11月22日にMOFおよびSATは、2025年12月31日まで通達第108号に基づく免除を延長する、MOF/SAT/PN2018年第34号(「PN第34号」)を共同で発表した。通達第108号およびPN第34号に基づくこの免除は一時的なものにすぎないため、2025年12月31日以後もかかる免除が適用されるかは不確かなままである。PRCの適用ある税法に従い、管轄権を有する国务院の財務局により発行された国債および/または国务院により承認された地方債の利息はCITを免除される。

キャピタル・ゲイン

外国人投資家がPRCの国内債券を取引することにより得たキャピタル・ゲインに対する課税について明確な規則はない。明確な規則がない場合、CITの適用はPRCのCITに関する法律の一般税務規定に服することとなり、PRC税務当局の解釈次第となる。PRCの国内債券の処分に係るキャピタル・ゲインに関して、PRC税務当局は、かかるキャピタル・ゲインはPRCにおいて生じたとはみなされず、よってPRCにおいて適用されるWITを課されないと何度も言及してきた。ただし、このことを裏付ける明文化された税務規定はない。実際に現状では、外国人投資家がPRCの国内債券を取引することにより得たキャピタル・ゲインにWITは適用されていない。PRC税務当局が将来当該所得を課税することを決定した場合、投資運用会社はPRC税務当局に対し、サブ・ファンドをルクセンブルグの居住者として取り扱い、PRCとルクセンブルグの二重課税条約に規定されているキャピタル・ゲイン税の免除を適用するよう要請するが、これは保証できない。

b) 増値税(以下「VAT」という。)

2016年5月1日に施行されたVAT改革の最終段階に関する財税[2016年]第36号通達(以下「通達第36号」という。)により、特別の免除規定が適用されない限り、2016年5月1日からPRCの国内証券の譲渡による利得にVATが課されることになった。

通達第36号および財税2016年第70号通達(以下「通達第70号」という。)に従い、中国人民銀行(以下「PBOC」という。)によりCIBMへの直接のアクセスを認められた海外機関投資家によるPRC国内債券の譲渡による利得は、VATを免除される。

外国人投資家が稼得したPRCの国内債券への投資に係る利息収入には、特別の免税規定が適用されない場合、6%のVATが課される(下記の通達第108号およびPN第34号に対する注記を参照のこと。)。通達第36号に従い、預金に係る利息収入にVATは課されず、国債に係る利息収入もVATを免除される。通達第108号は、2018年11月7日から2021年11月6日までの間に中国の債券市場に投資した海外機関投資家が稼得した債券に係る利息収入に対するVATの免除を規定している。当該期間はPN第34号により2025年12月31日まで延長された。通達第108号およびPN第34号に基づきこの免除は一時的なものにすぎないため、2025年12月31日以後もかかる免除が適用されるかは不透明である。

VATが適用される場合、適用あるVATの最大12%に相当する追加税(都市建設維持税、教育付加税および地方教育付加税を含む。)も適用される。

(後略)